

ペリー来航予告をめぐる若干の考察

山口, 宗之
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7183264>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 30, pp.147-170, 1985-03-27. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :



ペリー来航予告をめぐる若干の考察

山口宗之

はしがき

嘉永六（一八五三）年六月三日のペリー浦賀来航は開国の幕開きであるとともに、明治維新の開始を告げる画期的大事件として、日本近代史上特筆される意義をもつこと、周知のところである。

しかるにこのペリー来航についてはほぼ一年前オランダより予告され、対策を講じ置くことが要請されており、幕府当局者はいうまでもなく、有志大名・識者層の一部にあっても当然このことを知っていたのである。しかし事前対策は現実は何ら講ぜられることなく一年後浦賀湾頭に黒船を迎え、周章狼狽の結果その要求に屈して長い鎖国に終止符を打つとともに、幕府中心の伝統的政治秩序を大きく変容させてゆく端緒となった。¹⁾

以下来航予告について幕府がどう対応しているか、具体的処置を講ずることなかつたのはどうしてか、識者層はこの問題をどううけとめ、幕府の姿勢をいかに批判しているか、最高責任者たる首座老中阿部正弘はこれに対しどんな識見を示しかつ動いたか、そもそも当時の日本人にとってペリー来航予告はどんなふう²⁾に作用しているか、等々に視点を置いてこの問題を整理するとともに、私見をまとめてみたいと思う。

弘化元（一八四四）年第一回の勧告後オランダ政府はわが国に対し再度の開国交渉を行う意志をもち、恒例のオランダ風説書においても清国各地へのイギリス勢力の増加を恐るすに過ぎなかった。しかるに嘉永三（一八五〇）年の風説書にはアメリカ合衆国において対日通商開始の世論のおこるを説き、翌年の風説書ではカリフォルニアに金鉱が発見され国力伸張しつつある状況をのべるとともに、対日通商の希望を有している旨の記述がなされていたのである。

嘉永五年五月アメリカ合衆国政府はオランダ駐劄代理公使を介してオランダ政府に対し日本への遣使計画を発表するとともに、長崎オランダ商館長（甲比丹）に適当な援助を与えるよう訓令して欲しい旨、公式に要請してきた。これに対しオランダ政府は日本へ軍艦を派遣して鎖国を解かせるであろうと回答した。しかしオランダ東印度総督と連絡して、オランダ国王の命令を総督が筆記の上、長崎奉行に提出するかたちでこの件を日本へ報知することにし、かつ使命重大である故、とくに当時東印度高等法院評定官であったヤン・ヘンドリック・ドンケル・クルチウスを新オランダ商館長に任命し、日本へ派遣したのである（以上、『維新史』一、五五〇～五五二頁）。

嘉永五年六月五日長崎に到着した新甲比丹クルチウスは慣例により別段風説書を提出した。すなわち、アメリカ合衆国が日本との通商を開きたい意図をもって使節を派遣する旨の風説があり、日本の港二、三の開港、アメリカの対清貿易航路上の適当な日本の港における貯炭所設置を目的とするものであるが、「蒸気仕掛軍船シュスクハンナ」ほか「数艘の蒸気船」をもって「船将ペルリイ」指揮のもと「上陸軍の用意もいたし諸道具積入」「江戸に差越候命を請候由」がしたためられていたのである（『開国起原』上、四五～六頁）。

しかしして日本にとっての重大事件についてオランダ国王の命を東インド総督が筆記した文書「咬啮吧頭役筆記のよし一封」（総督公翰）の受理を求めた。先年オランダ国王の開国勧告に際し、これを謝絶するとともに以後の通信文送

附を禁じた前例があつたが、ときの長崎奉行牧義制はことを江戸表に報告し、指揮を求める処置をとつた。これに対し阿部正弘は海防掛諸有司の意見を聴いた結果、七月二十八日附をもって本文書は総督の筆記で返答を要する書翰とは別であり、風説書と同じ方式にしたがい受領するもさしつかえなく、奉行所へ通詞らを集め秘密裡に翻訳の上、江戸表へ送ることを命じたのである(同書五二頁)。これによって八月十七日クルチウスは総督公翰を長崎奉行に手交し、大通詞西吉兵衛・小通詞森山栄之助兩名がこれを和訳、「九日限町使」(同書五九頁)をもって江戸へ送達した。

「総督公翰」和解によればアメリカ合衆国はヨーロッパ諸国同様の「強勇ノ国」であり、「商売相遂度所存」をもって「蒸気仕掛或ハ尋常帆船」からなる「軍船ハ許多」で日本へ来航する由であるが、目下のところ「殺罰ノ始末ニ及ハス柔順ノ願振不仕事哉何トモ難申上」「右ニ付テハ日本之御官府篤ト御用心御危患御防ノ御趣向専要ノ御事」とした(「懷旧紀事」三〇五―六頁)。しかして今や世界は「足ラサル所ノ物缺タル所ノ礼互ニ習ヒ或ハ索メ雙方ノ弁利ヲ旨トスル」状況にあり、諸外国相ついで来航、日本に貿易を求めるとき「御国ノミ世界ノ列ヲ御離レ他ニ御関係ナ」き鎖国体制を保つのは困難で、おそらく「兵器ノ沙汰ニ及ヒ永々血戦ノ患不免シテハ相鎮リ申間敷奉存候」とのべたのである(同書三〇七―八頁)。

以上の諸史料により嘉永五年六月八月の間クルチウスとの交渉を通して日本側は、動力船をふくむ数隻のアメリカ軍艦がペリー指揮のもと通商開始乃至は貯炭所設置の目的をもって江戸を目的地に来航するであろうこと、ペリーの態度が強硬か柔軟かは不明だが、上陸戦闘の準備もとのえているらしいこと、したがってこれを防御すべく「甚以御煩シキ事」(同書三〇八頁)になるやも知れぬという事前情報を十分に把握したことがあきらかである。しかしオランダ側は「阿蘭陀人外タリトモ食用薪水並船修覆等ノタメ入用品ハ御与へ病人養生之御手当」等は当然行うべきであるとの見解のもと、アメリカ軍艦渡来すれば要求の幾分なりとも許容すべきを勧告した(同書三一四頁)。しかもオランダとしては長い間の交誼を有している關係上、日本のため役立つ「一ノ方便」を考えているため、これについて

ペリー来航予告をめぐる若干の考察

ペリー來航予告をめぐる若干の考察

考慮願いたいとして(同書三〇六頁)、九月十七日日蘭通商条約草案を提出したのである。これはシーボルトが起草し、オランダ政府が修正したものであるが(『維新史』一、五五二頁)、「日本御国法ニ相背不申御安全ノ計策」たるを標榜しつつ「日本国ニ往古ヨリ敵対不仕国」(『懷旧紀事』三二三頁)たるオランダの權益をもこの際堅持する意図を秘めたものであったことはいままでもない。

草案は十か条からなるが、通商は長崎港に限り(第一条)、貿易に携るは江戸・京都・大坂・堺・長崎の五箇所商人のみとし(第四条)、関税の制をたて(第七条)、違法外国人を当該外国法で罰す(第九条)、等を主なる内容としている。貿易従事者を五箇所商人に限ったことは外国人との私的接触を禁じた日本の国法にそい、外国人から関税をとることと過大な物資輸入の防止に役立つとする等、日本側への配慮を示す文言もみられるが、要するにあらたな競争者アメリカの到着以前において、対日貿易先駆者たるオランダの權益を確保せんとするものであった。しかしてペリーに対してもこの条約に準拠し対応するならば「御安全之御策」となるうというのである(同書三二六頁)。

以上のごとくオランダより報知されたペリー來航予告はきわめて具体的な情報に裏打ちされ、すみやかに対策を立てるべく勧告されたものであり、日本側も一概にこれを無視すべきではなかったはずである。従って七月二十八日附阿部老中の指示にも「御為筋ノ儀深キ心入ヲ以遠路差越候段深切之趣ハ(中略)古カヒタン帰帆之節ナリトモ懇ニ申合遣候様(中略)深切之段ハ能々申合遣候積可被心得候」とのべ(同書三〇二―三頁)、十分礼を尽して謝意を表するよう命じているのも外交等顧慮のあらわれといえるであろう。

かくして阿部は日蘭通商条約草案を海防掛に評議せしめたが、内情審かならず判断に苦しむによってさらに甲比丹にこれを質し、長崎奉行の意見を徹すべしというに過ぎなかった。ついで長崎奉行帰府しての意見具申にも、わが国が到底アメリカその他への通商を許可せぬと予想したオランダが一手に日本国産物を引受け、これを他国に転売せんとする貧欲に出たものである旨のことがあったため、結局阿部はこの重大情報を生かして事前に対策を講ずることを

しなかったのである。わずかに十一月別段風説書を「辺疆警備の諸藩」にのみ内示したが、「世論の紛糾することを恐れ」、総督公翰は厳秘して他見させず、このころ国内外政局問題についてしばしば意見を交換していた水戸前藩主徳川齊昭に対しても、これを洩すことをしなかったのである（『概観維新史』七四～五頁）。

天保十四（一八四三）年二十五歳にして老中に任せられ安政四（一八五七）年病没するまで長く幕政を指導した阿部は「拾収の才を蔵し一代の重寄として時艱を拯ふべき人材」（『維新史』二、三二頁）と評された人物である。その阿部がなぜにこの重大情報を対外施策の上に生かすことをしなかったのか、奇とするところである。このことについて『概観維新史』はオランダの貿易独占欲にもとずくとみる長崎奉行の上申があり、海防掛諸有司等も具体的答申をなさなかつたことに求めたが（前述）、福地桜痴『幕府衰亡論』にはこの間の事情についてかなりくわしい記述がみられる。すなわちときの長崎奉行が「純然たる俗吏」で外国事情についての十分の見識がなかつたに拘らず、不確実情報そのまま報告し事相違すれば身の不首尾となるをおそれ、別段風説書・総督公翰送達に際し「外国人の言ふ事なれば決して引当には相成かたし、宜く御取捨あつて然るべしと信疑相半する意を示した」ため阿部がこれを信用したこと、つぎに先年のオランダ国王の開国勧告さえさしたることのなかつたのにかんがみ、今回の情報も「虚喝」「風聞」にすぎぬと考えたこと、騒ぎたてて幕府部内の評議にかけ何事もなかつたなら「閣老軽忽の讒を免かれさる」ところとなるをおそれ、秘して諸有司に示さぬを得策としたこと、万一来航したとしても長崎であろうし、長崎ならば従来のごとく拒絶可能と考えたこと、等々の理由によりこれを放置したとしている（元版へ以下、略）一八頁）。

この福地の叙述が何によつたものか、依拠史料をあきらかにしえない。しかしさきに阿部から総督公翰受取り是非について諮問された際の深谷遠江守・戸川中務少輔・井戸鉄太郎三名連署の意見書によれば、さきの開国勧告書の大要も日蘭貿易制限緩和にあつたことにかんがみて今回も貿易利権の確保にあると思われること、またオランダが寛政年間以降イギリスの勢力下に置かれ、今回のこともイギリスの指示によると推察される可能性も考えられるとした

ペリー来航予告をめぐる若干の考察

上で「旁以此度持渡候都督筆記之書面迎もさして御採用相成程之事も有之間敷哉」と結局これを重大視する態度をみせていないこと（『開國起原』上、五〇頁）、総督公翰送達に際しての牧義制の「申上候書付」に書翰ならぬ「筆記」であつても度重つては国禁の通信同様となつてしまつたため「此後ハ無用ニ仕候様相断候方ト奉存候」としてゐること（『懷旧記事』三二〇頁）、等を併考するにこの時期阿部をとりまく海防掛にも事態の重大性を十分に受けとめ、すみやかな対策を講ずべき意見が存在していたとはいえないであらう。従つて福地の記述も事の大概はまず妥当なところであつたと推考される。

二

この時期海防問題の首唱者と目され、後期水戸学派尊王攘夷論の最高指導者として幕末政界のみならず思想界にも重きをなしていたのは徳川斉昭である。ペリー来航予告報知に先立つ五月二十四日ロシア船が紀州漂流民を下田に送付しきたり、長崎への回航を諭したところ、ロシア船は漂流民を途上に遺棄し去るという事件があつた。斉昭は七月晦日尾州藩主徳川慶恕に書翰を送り、ロシア船が長崎送付の御法度を無視したのは打払令停止の弱みにつけこんだものであり、このままでは蝦夷・大島・八丈島まで外国に奪われること必定で、有志大名のなかに幕府の指示をまたず海防行動をおこすものもあらわれよう、さすれば將軍家の国内統制立ちがたく、「徳川之天下年にて十月、月にて廿七八、日にて七ツ半」ともなろうとして「此徳川之天下は無限天下と相成候様何分可被尽御精力」く期待したが（『水戸藩史料』別記下、六七一～二頁）、米艦来航については当然のごとく全くふれていない。

ところで斉昭は弘化二年望遠鏡借受けを契機として阿部正弘と内外政治問題についてしばしば意見交換するようになったのは周知のごとくである。嘉永五年六、九月来航予告が江戸表に報ぜられ、幕府部内で問題になつてゐたところ（⁶）両者間の書翰受授はなかつた。十一月二十二日に至つて將軍家慶が斉昭に不時登城を命じて饗応したのに対し、翌二

十三日齊昭は阿部に謝書を送ったが、その追伸に「於殿中一寸申談候異船之義、吳々も交易又ハ土地。杯。願。出。候。か。又は。蘭夷奸謀ニ立入願候杯。姑。息。之。御。料。簡。に。而。為。御。濟。相。成。候。ハ。後。患。無。疑。と。拙。老。ハ。致。憂。慮。候。、。天。下。の。為。故。乍。序。又。々。申。進。候。」とのべた（傍点筆者、『茨城県史料』幕末編¹、二五一頁）。十一月下旬ともなれば当面の總督公翰処理の方式にけりがつき、アメリカ軍艦来航問題は一応のおちつきをみた時期である。このころになって阿部が齊昭に「一寸申談」じ、齊昭のそれに対する反応も文面のみで限りそれほど衝撃的とも思われない。また齊昭の心配するところは通商と土地貸与にあり、かつこの問題を挺子にしたオランダ側の貿易増大要求を顧慮する点にあったようで、これは前節にのべた長崎奉行らの見方と通ずるところあるようにもとれる。しかして「姑息」の手段で対処することないよう添言しているのは、強大な軍事力を背景にわが国の開国を強要してきたるであろうペリー来航の重大性を、齊昭がほとんど認識していなかったところといわねばならない。このことは阿部の報告が事の重大性をみずから知らず、緊急性もばかされたかたちでなされた故とも推察されるが、ともあれ齊昭にしても結局はこの程度にすぎなかったのである。

しかるに同年十月二十二日かねてから齊昭に私淑する越前福井藩主松平慶永は齊昭に書翰を寄せ、つぎのごとくいう。

伊達遠江守より当秋蘭舶入港之砌同船へ乗組參候レクトル官内密不容易申上候事申越候、右ハ実には宗社存亡にも關係仕候事にて一大事之御処置と奉存候、拙生限り承り候ても致方無之（中略）且劣才不徳之軀故阿閣へ不文にて申遣し候ても矢張苟且之返書遣し候位にて埒明不申と存候故（中略）中々遠州申候とて阿閣聞入レには不相成、加之太平に袋弓矢筈之処イマ〜しき事扱と心に可存、最早尊君より外に閣老衆聞入候事は無之と奉存候間極密申上候（中略）、如命夷舶八艘可參云々は八丈島杯ヲ掠奪に相違有之間敷、石炭買取に候得バ一二船にて可相濟、何分戦懼之義恐入候事に御座候、且又来年は墨夷来舶渡来之風説有之、旁以浦港より内海へ乗入候手段にては無之と被察申候、甚以未恐ろしく御座候（『水戸藩史料』別記下、六七三〜四頁）

ペリー来航予告をめぐる若干の考察

慶永はこのとき在国中であつたが、かねて交際のあつた宇和島藩主伊達宗城より外艦来航情報を知らされた。しかしオランダ船に塔乗来日した「レクトル官」の報告といい、「夷船八艘」と来年来るといふ「墨夷船渡来之風説」とが別個のこととしてしるされてゐることからみて、慶永のつかんだ情報が正確でなく、したがって問題性の把握も正鵠を得たものでなかつたことがわかる。しかしこの情報を「不容易義」とうけとめ、「宗社存亡」にかかわる故「一大事の御処置」が必要とされていること、浦賀から江戸湾へ乗り込むであろうと予測、「甚以末恐ろしく」とみたこと、自分や伊達宗城がいくら献言しても阿部老中よりいいかげんの返事しかなく、埒明くと思われぬので、斉昭より海防強化をつよく申入れて欲しいとしていること、等は慶永の米艦来航予告に対応した対外危機意識の切実さをうかがうことができるであらう。

これに対し斉昭は十一月十八日附長文の書翰を慶永に返した。「当年蘭人の風説」「狡夷の姦謀」について自分から阿部へ建白するようにとの申し出でなるも、「近来に至候ては第一時事更に不相分」、「道路の説等承り容易に建白致候へば品により有司之一笑を取候のみ、たゞに益なきのみならず却て害に相成候事も難計」として「折角御申聞之趣は有之候へ共愚老より建白之儀は御断り申候」としたのである(同書六七七―八頁)。しかして国事を憂える慶永の心情を賞揚しつつも、キリスト教・仏教を斥けて神聖の道を踏み、すみやかに文政打払令に復旧し幕府が決戦態勢を固めることを希求するといふかねてからの持論をのべるにとどまり、折角慶永が提起した米國艦隊来航に対処すべき具体案をのべることをしなかつた(同書六七七―六八三頁)。その後十二月四日「皇国の道」を学ぶ心構えをたづねた慶永に対し、同二十八日国学第一、儒学をその補助とすべきを答えたが、米艦問題については論議されることがなかつたのである(同書六八三―八頁)。

かくのごとくこの年十月以降斉昭・慶永ないしは伊達宗城らの間で来年の米艦来航問題について議論がおこつたものの具体的展望をもつに至らなかつた。ことに海防問題の第一人者であつた斉昭にあつても、わが国の重大危機と

して認識し、その持論たる決戦態勢の早期確立を幕府にせまる姿勢に欠けていたのであり、さきに問題提起した慶永も斉昭におしかえして問題をつきつけるほどの危機意識をもたなかったのである。従ってさきの十一月二十三日附斉昭書翰に対する十二月五日附阿部返翰に、外国船問題についての斉昭の憂慮を「御尤之義猶精々厚相心得罷在候様可仕候」と儀礼的言辞をしるすにとどめ〔茨城県史料〕幕末編1、二五一頁）、格別真剣に対策を講じようとの気構えをみせなかったのに対しても、斉昭らが再度むし返して問題にするほどのこともなく済んだのである。

三

しかるに斉昭・慶永らと同じ幕政改革派大名の一人であった島津斉彬(?)においては、米艦来航問題はより深い危機感をもってうけとめられていた。十一月二日附弟久光宛書翰に

来年アメリカ参候事は、何となく評判御座候へ共、世間にては格別は不申、閣老中は餘程心配之様子にて、辰之口(阿部)ニ逢候節も心配之趣被申聞候、未タ御評議御治定無之由ニ御座候〔島津斉彬文書〕下巻一、三八二―三頁)

とあり、米艦来航情報が何となく世間に流れているもの大した波紋を与えていない状況、阿部より心配の趣を聞くが幕府の評議はまだ定立に至っていない、等のことを報じている。薩藩が幕府よりの別段風説書書抜の内達をうけたのは十一月二十六日であり、斉彬は在府中であつたが、念のため国元へこれを送り(s)〔同書二八九頁〕、「何分不容易時節と存候、万々一下国前異船参候ハ、必ず無御遠慮御差はま」るよう晦日久光に指示した〔同書三九四頁〕。ついで翌嘉永六年一月二十六日松平慶永へ宛て「追々海船渡来之時節と甚々掛念罷在候、一体之御様子は自若といたし候事ニ御座候」としるし〔同書四一九頁〕、米艦来航のときが近づいたというのに世上大した変化もないことを伝えて慶永のすみやかな上府を希望している。二月二日附島津久宝宛書翰には、いづれ対外通商不可避の見通しをもつ筒井政憲よりの話として、アメリカの要求を許せばロシア・イギリス・フランスをも許容せねばすまなくなり、状況しだいでは

戦争をまぬかれぬいであるが、「とかく御威光にて、夷人位は其時如何様にも可相成と申人多く候て、十分御手当無之二は甚タ心配之旨」をきき、「至極尤之事」と評した。しかして「勢州(阿部)も其儀考居候様子ながら、多勢ニ言立られ、自然と延び勝ニ相成候て、万一の節は如何と是のみ配慮之段、内咄」があつたと伝えている(同書四三〇頁)。当時幕府内における阿部の位置、憂念はあるものの樂觀する大勢に押され対策をたてるに至っていない状況、そしてこの問題に対する斉彬の関心の深さをよく示している。ついで四月四日附久宝宛書翰では米艦もし薩藩領内に来航しても長崎へ赴くよう諭し、たとえ一度ぐらい大砲を放つことがあつてもなるべく穏便第一にとりかはらうを可とする阿部の方針を昨日きいたとして、その旨指示したのである(同書四四九頁)。

以上によると阿部は斉彬に対しかなり早い時期から米艦来航問題を知らせ、対策いかんについて斉彬の意見をただした形跡があり、⁹⁾ 斉彬も真剣にこれを検討したことが知られる。しかし阿部の具体策は定立するに至らず、来航二か月前の四月四日なお「アメリカ之事、其後何も不承候」(島津久宝宛斉彬書翰、同書同頁)という有様であつた。阿部がこの問題に全く関心がなかつたわけではないにせよ、真剣味に欠けていたのはまぎれもなく、実事として何もなされぬまま時が空費された事情を推察するに足らう。しかして帰国途中の斉彬から幕府宛「米艦隊那覇(琉球)碇泊の件」についての届書が送せられたのは、ペリー浦賀到着の二日前、六月朔日のことであつた(同書四八二―四頁)。

かくのごとく斉彬は、史料にあらわれた限りであるが米艦来航問題について——阿部の積極的相談もあつてか——斉昭・慶永より格段に敏感に事態をうけとめ、深刻に対策を考えていたというべきであろう。しかしその斉彬にしてもこの時期のぬきん出た重大問題として阿部を督促鞭撻するほどの緊急性がうかがわれず、篤姫(將軍家定夫人、のちの天璋院)入興問題等と並ぶ案件のひとつとしての地位を有するにとどまつたように思われる。

以上のべきたつたように米艦来航情報は幕府がひろく天下に布告せず、御三家・親藩大名に対してさえ十分披露されたのではなかつたが、世上かなり流布した形跡がある。後年の記述であるが越前福井藩士中根雪江は、米艦来航情

報が嘉永五年冬のころ国表へきこえたことを書きとめている（『昨夢紀事』一、一二頁）。またこのころ熊本城下で家塾をひらいていた横井小楠は、中央政界はおろか熊本藩庁とも没交渉であり情報に接する機会は少なかつたにもかかわらず、嘉永六年一月十五日附尾州沢田良蔵宛書翰にわが国が外国側書類の他出を嫌うため翻訳は長崎奉行の面前でこれをなさしめ、草稿は火中に投ずる処置をとっているとしるしたのち、イギリス船の琉球滞留のさま、貿易要求、琉球側も関心をもち薩藩も取扱いに苦慮しているという薩人の話を伝え、つづいて「此方之流説にては当夏は必ず何方かに参り一論談いたし可申、此論談之儀は海運を鎖すの一条に出ること必定と奉存候。可憂可戒」として外国船来航の可能性をのべた（『横井小楠』遺稿篇一八六頁）。ついで同年五月三日附越前福井藩岡田准介宛書翰にも「近来は西洋之變動其沙汰紛々と有之、定て夏中には浦賀へ参り可申候」としるしている（同書一九一頁）。ここではまだアメリカ軍艦という特定はできないままであるが、嘉永六年夏外国船浦賀に來り開港を要求すべく、対応いかんではわが国の海運に重大影響があるうという予測のたてられていたこと、あきらかである。

しかしていよいよペリー来航し国書受取りも終つてのち、幕府より諸大名一般へ外交意見が諮問されたのに対し、松平慶永は要求拒絶、武備定立を答申した。その中でこのたびの来航が「昨年より端々巷説」もあつたのに幕府は何の処置もせず、そのため国書受領という権道の処置となつたこと、有志の者は甚だ遺憾至極との次第をしるしている（『懐旧紀事』四〇・七一七頁）。この時期攘夷論を唱えていた慶永はペリー再来時再び幕府が権道の処置と称し和親条約を締結する危険を予測し、これを牽制する意味をこめて献言したと考えられる。

以上のべきたつたごとく朝野有識者層にあっては情報の把握・分析に不十分なものを残しながらも、嘉永五年十月から翌年五月に至る間、動力船を含む外国艦船数隻が浦賀に來り、開国通商を要求するであろうとの認識がかなりの程度流布していたことがわかる。斉昭・慶永は対外強硬姿勢のすみやかな定立を願ひ、斉彬は幕府の対策の遅れ、定論のなさを憂慮するとともに薩藩国元における対応の仕方にも心を配つたが、阿部を含めた幕府部内者に事の重大性

・緊迫性の認識がそれほど切実になされていないことに注意すべきであろう。⁽¹⁰⁾ 砲口によってでも要求の貫徹を決意していたペリーの胸中を知るべくもなく、折角の事前予告を受けながら何の手も打つことなく一年を空費してしまったのである。したがって事後、幕府当局者の無策・無方針がさかのぼって問われねばならないであろう。『幕末外交談』の著者田辺太一が痛嘆したのも当然であった。⁽¹¹⁾

しかし当時の史料でこの視点から幕府を批判したものは、管見の限り前記慶永の意見書に若干言及したのが目につくだけであり、斉昭・斉彬関係文書にも阿部老中の責任を問う文書を見出すことができない。このことはのちの日米和親条約折衝時アメリカ官吏すなわちハリス来日是非の審議にあたり、日米両国の合意が必要かアメリカ側の一方的意向で可能なかを十分つきつめないまままで調印してしまった林大学頭緯の責任が、事後問われることのなかった⁽¹²⁾のと相応している。急激な事態の展開に追われ、過去をほじくる余裕のなかったのが幕末日本人の一傾向といえるであろうか。ともあれペリー来航については一年前正確な情報もたらされ、幕府当局者は一応配慮したものの深刻な危機感にいたらず、これを知った朝野識者層も焦眉の重大問題として幕府を警策するほどの意識に到達しえないまま黒船を迎えてしまったというべきである。

四

ここで問題は幕府の最高責任者たる老中阿部正弘の対外識見いかに求められるであろう。阿部は水野忠邦天保改革失敗のあとをうけて天保十四年閏九月、⁽¹³⁾二十五歳の若さで老中となり、安政四年六月の病死に至るまでの十四年間閣老の座にあった。そのうち弘化二年二月二十二日から安政二年十月九日まで老中首座をつとめ(『懐旧紀事』四〇・七一七頁)、鎖国から開国への幕政の転換を主管したのである。その人物・力量について『維新史』は「温厚の資、端正の容、中に拾収の才を蔵し、一代の重寄として、時艱を拯ふべき人材」(前引)と推称し、石井孝氏は「幕府内部に改

革派をつくり出し、幕政をこの改革派幕吏の主導下におくとともに「幕・藩の間をへだてる壁を取払い、全国的な視野で、諸藩士を登用し、幕政中枢の一端に参画させ」ることにより「幕府独裁に代る列藩会議の構想をもっていた」として高い評価を与えた（『学説批判明治維新論』一四〇―三頁）。

しかるに幕府内部開明派のひとりとして幕末維新时期を生きた福地桜痴によれば「最も寛裕の雅量に富み、政を議し事を処するにも促急の情態なし」とした反面、「始終巧に八方美人の策を施すに円熟（中略）果敢の断行を為すの人は非ざりし故、オランダ国王の開国勧告を拒絶、ペリーの要求はこれを容れるという矛盾した対外方針をとってしまった。その結果「幕府の外交に於て、前後矛盾の物議を招き、鎖国攘夷の論火を熾盛ならしむる材料」を与えてしまったとして（『幕末政治家』六一―〇頁）、やや批判的な見方をしている。しかし天保期以降中央政界の惑星として断然たる実力をもちつづけた徳川斉昭を、弘化元年五月みずからの責任において隠居謹慎に処した⁽¹⁾にもかかわらず、翌年七月以後国政上の問題についてしきりに書翰を往復させ、その心をつなぐに至った。ついでペリー来航直後海防参与に任じ幕政執行部内にとりこんでその勁烈な外交批判を封じ、鎖国から開国への円滑な転換をはかったこと、松平慶永・徳川慶恕・島津斉彬・伊達宗城・山内容堂ら中央政界への志向をもつ親藩・外様有志大名と意思を疏通させ、その改革的意欲を幕政につなぎとめようとしたことは、なみなみならぬ政治的識見を示すものといえる⁽¹⁵⁾。

しかしその対外識見はいかがであったか。天保十三年七月アヘン戦争終結し南京条約成立の情報伝えられるや、ほとんど時を置くことなく打払令を撤廃し薪水給与令に改めたが、これはモリソン号事件のとき寛容の態度を示し、アヘン戦争の動向にも多大の関心を払っていた老中水野忠邦の適切な処置によるものであった（井野辺茂雄『新訂維新前史の研究』四五二―六頁）。しかるにその後弘化元年七月オランダ国王の開国勧告をはじめとして外国艦船のわが国に来航するものが増加した。薪水給与令を不満とする斉昭は打払令の撤廃にその原因ありと考へ、阿部に打払令復旧と大船建造禁止令解除その他海防強化を提議することしばしばであった。これに対し阿部は弘化三年七月八日、打払令復

旧もつともではあるが、いったん布告した薪水令を故なく改めてはわが国より闘争を求める姿となる。また海防不十分の当今必勝の見通しは得られず、まずは浦賀はじめ近海の防禦をいっそう嚴重にし、敵艦に対抗しうる態勢をととのえた上復旧するという方向で老中審議中である旨を答え、『水戸藩史料』別記下、六〇〇頁、斉昭のいちおうの諒承を得た。

しかるにそもそも弘化・嘉永という開国前夜期、阿部を首班とする幕閣が打払令復旧の議を交わしたのは前後四回あったといわれる(井野辺茂雄『新訂維新前史の研究』四八六頁)。まず弘化二年諮問をうけた筒井政憲は、さきに打払いをやめ穩和の方針としたのに今また打払いに戻すは如何と復旧を非難、陣屋・砲術等海防を第一と考え、「此方より事を不被為好候儀、先穩便の取扱いたし、争論がましき義無之様致」(『海防彙議補』『維新史』二、三五―六頁所引)すべきであるとした。翌三年再度の諮問に際しても七月筒井は、外国船は堅牢なる官船であり、必ずしも戦闘をのぞんで浦賀に來航したわけではないのに当方よりこれを刺激しては戦端を開く危険がある。外国人とて人倫を知らぬはずはなからうから、來航すれば道義にそって対応し、乞えば薪水食料を給付して再度來航することのないよう諭すべきであるとのべるとともに、すでに打払令停止を外国側に布告している以上今復旧すべきでなく、内外の武備を固め倫理道德にしたがった穩和の取扱いをすすめたのである(『維新史』二、三七―七頁)。また同年七月浦賀奉行支配組与力中島清司も、打払いは後患を醸しわが国の不為であり、薪水食料を与えて仁政を示し、再度來航不可を諭すを至当とする旨上書して打払令復旧を非とした(同書三七頁)。

ところが嘉永元年五月四日またも阿部は筒井に打払令復旧の意見を徴した。「伊勢守殿御直書、筒井紀伊守江可相尋趣」と題する長文のもので、阿部の対外認識・海防思想をよく示すものである。いわく、近時測量等の名目で來航する外国船多く、今年は松前・津軽・対馬・庄内等に渡來した旨届が出ている。これらはたとえ一・二隻であつても防禦にあたるそれぞれの大名は莫大な費用を要し、疲弊を深め、海防不十分となり不慮の患を招くおそれがあるが、

費用を幕府から支給するわけにもゆかない。大名たちの考えもあることだから一律にはできぬが、幕府より評議の趣を達し置く必要はあろう。打払令停止布告後海岸に領地をもつ大名は通辞もないため一定の方針をたてがたく、外国船の停滞が長びけば甚だ迷惑となるのももっともである。そこで文化期のごとき明白な狼藉行為（フートン号事件⁷）があればこれを理由にすぐさま打払復旧を命ずべきであるが、それはいつのことかわからず、防備に追われる諸大名の困窮はすすむ一方で遺憾至極である。ついでには「最早寅年（天保十三年、薪水給与令布告）より可也年間も相立、世上敢而名とすべき条も無之義にも候はね共、実に復古致し打払之義被仰出候方可然存候、依之一昨年来之不敬不遜之一々申種ニ致し打払之儀暫時も早く被仰出候方可然、尤諸州廻達之間も有之事故 仮令ハ来春よりか又は来夏より已前之通打払被仰出候間、早々諸州へ廻達致し候様当秋帰帆之加比丹え申渡候方に可有之哉」とのべ、筒井の考えを聴いたのである。すなわち阿部は海防対策に追われる諸大名の疲弊が増しますます処置の遅れるのを憂え、むしろすみやかに打払復旧することが現実的であるとの判断に立って、たとえ名目とすべき外国艦船の狼藉事件なくとも早い機会に打払令を再布告すべきであると判断した。ここにはオランダより諸外国へこの旨伝達すべき期間を置くことが必要であるとする若干の顧慮があるものの、阿部の視点に当時の外国事情全般への見通しが欠けていたというべく、国内事情を考慮した限りのものであったことに注意せねばならないであろう。

この阿部の諮問に対し五月附筒井はこれも長文の答申書をしたためた。すなわち復旧布告前「武家在町」より費用融通させて世上一般に趣旨を感謝せしめ、諸藩疲弊の原因は外国船来航にもとずくと考えるゆえ、遠からぬうち打払令復旧の見込みで目下評議中であることを触れ置き、来春甲比丹江戸参府の折長崎奉行立合の上、来航外国船が害意あるか漂流船であるか弁別しがたいのを理由として打払令に戻すことを論達し、これを諸外国へ告知すべく要求すべし、というものであった（以上、『大日本維新史料稿本』五十九の¹⁶）。幕府部内屈指の開明派たる筒井も、打払令復旧を意図する阿部の「熱意」にたじたじの感がある。

ついで五月十四日阿部は打払令復旧の契機となるべき事件がいつおこるやもはかりがたく、これまでの事件数条をもって打払断行してはいかがかというみずからの意見¹⁶とともに、筒井の答申書をも海防掛に付託し審議させた。海防掛の答申は、名義に拘ることなくすみやかに打払布告してしかるべしといいなからその成功を疑い、外国船の出方次第ではかえって諸藩の疲弊と民力の空費をもたらすにとどまらず、対外方針がしばしば変更されては識見なきを暴露するばかりか万国を敵として争端を開く危険に通ずるものともべていて定見なきにひとしく、「黒白何れとも判じかねる人々の意見」にすぎなかった(『維新史』二、四〇～二頁)。これに対し阿部は下げ札をして「本文打払御改復之儀此上御見合之御評決ニ茂相成候ハ、諸家省費之儀者差当見込も無御座候得共、猶御勤弁取調申上候之様可仕候」とし(『大日本維新史料稿本』六十)、評議をつゞけさせたといわれる。

翌嘉永二年五月五日阿部は初席脇坂淡路守以下五席浅野中務少輔にいたる二十四名に対して、外国船の来航頻発をそのままみすてがたく、すみやかに打払令復旧してはいかがかかと諮問(『開国起原』中、二二一～四頁)、また会津藩主松平容敬にも同文面をもって意見を聴いた(『維新史』二、四三頁)。打払令復旧にかける阿部の意欲のほどを推察することができる。しかるに容敬は諸外国格別不屈の挙動あったわけでないのに打払いに戻しては信義にかかわり、海防全備なき現在ことを荒立てては百害を招くともとなると稔和説をのべ、韭山代官江川英龍もわが国の大砲は不備、諸藩の力も不足、打払いの目的は達しがたいとして従来の薪水給与令を支持、川越藩主松平齐典もこれまでの方針を妥当とする上書を提出した(同書四三～四頁)。

以上のごとく再三・再四にわたり阿部は打払令復旧について第一線吏僚層の意見を聴いた。しかし第一線吏僚層大方の意見は、復旧に疑問をもち、薪水給与令以後の稔和な取扱いを支持するものであった。「拾収の偉才」阿部はかくして打払復旧を断念し、嘉永二年十二月十五日附近く外国船に対する嚴重の取扱いについて布告する予定であるが、それ以前において海防強化にとりくむべきを諸大名以下に示達したのである(『開国起原』中、二二四～五頁)。注

意すべきはこの布告に添えた口達書に

凡日本國中ニある所貴賤上下となく万一夷賊共御国威をも蔑にしたる不敬不法之働杯あらば誰かハ是を憤らざらん、然らば則日本鬪国之力を以相拒ミ候趣意被相弁候ハ、諸侯は藩屏之任を不忘、御旗本之諸士御家人等は御膝元之御奉公を心懸、百姓は百姓だけ、町人は町人だけ、銘々持前当然之筋を以力を尽し、其筋々之御奉公致し候儀、是式百年來昇平之沢ニ浴し候御国恩を報ずる儀と厚く心懸候得ば、即総国之力を尽し候趣意ニ相当リ候間、沿海之儀は相互ニ一和之力を尽し可被申候(『維新史』二、四七―八頁)

とのべ、海防は一藩のみならず全国の課題であり、かつ被支配者層にあつても身分に適合した奉公のあるべきを説いているのは、阿部のなかに純粹封建為政者意識を越えた近代国民国家構築への意欲の萌芽が示されたものとして注意すべきであろう。

ともあれ阿部は斉昭の再三にわたるきびしい督促のためでもあつたろうが、弘化と嘉永期にあつて打払令復旧をを真剣に検討したことがあきらかである。その理由とされたのは海防態勢に疲弊する諸大名への顧慮という国内的視点であり、防備処置未全という目前の状況にほかならず、アヘン戦争以後の外国事情の進展に対する顧慮はほとんど払われていなかったのである。したがつてこの開国前夜にあつて幕政の最高責任者たる首座老中阿部のなかで、きたるべき鎖国から開国への転換の積極的展望はほとんどひらかれていなかったといわねばならない。⁽¹⁹⁾

もちろん阿部が事を独断することなく再三にわたつて第一線吏僚層の意見に耳を傾け、結局これにしたがつて打払令復旧をしなかつたのは、協調政治家たるその資質の高さを示すものであつたろう。しかし四たびにわたる打払令復旧諮問の事実と問題視点は、その対外識見の限界を明白に示すものと思われる。⁽²⁰⁾

かくのごとき阿部の対外識見の不備は、安政三年七月二十一日アメリカ総領事ハリス下田着任の際における対応の仕方にもあらわれた。というのは和親条約締結に際し正本の規定が明確になされなかつたため、第十一条というアメ

ペリー來航予告をめぐる若干の考察

ペリー来航予告をめぐる若干の考察

リカ官吏（総領事）派遣について両国の合意を必要とする日本側（和訳文）と、一方のみの判断で可能と主張するアメリカ側（英文・蘭文）の見解が対立した。事は外交上の重大問題であり、日本側としては容易に着任をみとめるべきではなかったと思われる。しかし阿部は八月五日ハリスの上陸を許し、二十四日正式に駐留を許可、九月七日朝廷に奏上の手続きをとった。これは阿部が蘭・英文の表現はともかくとして漢文にはあきらかに「兩國均」の文字があり、アメリカ側がこの問題をもち出したとき「此方ヨリハ漢文ヲ持出シ終ニ所謂水掛ニテ論定仕間敷」（安政二年一月十五日附齊昭宛書翰『懷旧紀事』六三三頁）、むしろ返して交渉可能、あわよくば云い逃れ得るといふ甘い見通しを事前に持っていたためであった。しかしあくまで要求を貫徹させるというハリスのつよい態度に会ったとき、到底これを抑止しえないという判断が協調政治家たるその意中にたちまち萌した結果と考えられる。⁽²¹⁾

しかるに着任後つづいて江戸出府・將軍謁見を要求するハリスの処置を議した安政三年十月の評議において阿部は、外国掛老中堀田正陸らの許容論に対し「畢竟条約外ノ欲望ナレバ是ヲ拒ム我ニ於テ辞アリ、若シ是ヲ許サバ終ニ底止スベカラザルニ至ラント」ととなえ（同書七九七頁）、断乎拒否を主張した。この間における阿部の心情をつまびらかにし得ないが、外濠を埋めるのをすずに承知しながら内濠にのみこだわる感あり、首尾一貫せずとのそしりを免がれないであろう。要するに阿部は、ハリス着任のもつ外交上の意義を十分に理解し得なかったのではなからうかと思われる。

以上のごとき阿部の対外認識の不徹底、外交感覚の欠如が折角のペリー来航予告の重大性を把握し得ず、一年を空費したことの二因をなしたことはあきらかであろう。しかし来航情報は世上かなり流布し、一部大名へは幕府の布告もなされたにもかかわらず、事の緊急性を痛論した言論が齊昭をはじめとして史料的にそれほど多く迎えることのできないこと、また阿部の無策を批判した文辞がほとんどみられないことは何故であろうか。思うにペリーの前任者ビツドルの浦賀来航がきわめて平穩のなかに終始し、何らの波紋も残さなかったこと⁽²²⁾（井野辺茂雄『新訂維新前史の研究』四

七七(九頁)の体験が、米艦再度来航の情報に接しても朝野にそれほどの危機感をかきたてなかったのではなからうか。断然たる武力を背景にあくまでも日本の開国を実現させるといふペリーの決意を、浦賀湾頭現実に接するまで当時の日本人は知るべくもなかった。⁽²³⁾ひとり首座老中阿部のみの責任に帰せられなかったのである。

むすび

以上のべきだったところを要約すればつぎのごとくである。ペリー来航については一年前オランダより予告され、幕府当局はペリーの名前、艦名とおおよその艦数、そのなかに動力船を含み、上陸戦闘の用意もなしている等、正確な事前情報に接していた。首座老中阿部正弘はこれを憂慮して部内の意見を聴いたが確定的な案は出されず、大事に至る可能性はそれほどなからうとする甘い見通しもあって、真剣に対策を立てるに至らなかった。一方阿部は徳川斉昭以下の有志大名に情報を知らせ、意見をきくことがあったが、彼らとてペリーの断然たる決意を知るべくもなく、国内・外政治問題のひとつとして受けとめはしたものの、焦眉の危機意識にまで到達できなかった。すなわち朝野あげてこの情報は、最大危機の感触をもたせるに至らなかったのである。したがって現実にペリーを迎え、その強圧に屈したかたちで開国への道をすすむべく餘儀なくされたのであるが、最高責任者たる阿部老中の不明無策を問う声はあがることなかった。

しかし事態をかくのごとくならしめた所以のひとつに阿部の対外識見の不備をあげるのは免かれぬところである。阿部は下部吏僚層の意見をよく聴き、新興勢力たる有志大名ともよく接触してその積極的意欲を幕政にくり込むという円熟した政治手腕を發揮した。しかし対外識見においてはくりかえし打払令復旧を考慮したごときかなり遅れたものがあり、アヘン戦争後の外国情勢を認識して鎖国から開国への明白な展望をもっていたとは思われない。安政四年八月ハリス江戸出府・將軍謁見許可はつぎの責任者堀田正睦により決断され、修好通商条約交渉へ進展していくが、

ペリー来航予告をめぐる若干の考察

その直前六月十七日の阿部の死は日本開国史上におけるその役割の終焉を暗示するものといふことができる。

ともあれ長い鎖国時代を過ぎきたった幕末日本人にとってペリー来航の歴史的意義を、事前に予知し得なかつたのはやむを得ぬところであつた。現代人の目をもって怠慢を責め無策をあげつらうのは苛酷にすぎるといふべきである。

【註】

(1) 小著『改訂増補幕末政治思想史研究』第一章各節、参照。

(2) 勝海舟はこのオランダ側の忠告を「時宜に由ては我か顧問に供し外国の請求を処弁せしめん」とす、我に尽すの情殷摯と謂へし」と評価、これをなおざりにした日本側が翌年ペリー来航にあい、狼狽してその要求に屈した次第を「海外の事情を弁せずして中心定見なきに」とし、もしもこのときオランダの提案を受入れておれば「彼か愚弄を免るゝのみならず案外事穩に調停し邦内の紛擾亦かく迄の甚しきに至らずして止まん哉」と嘆じている（『開国起原』上六七頁）。

(3) 別段風説書の内示をうけた諸藩名をつまびらかにしないが、十一月二十八日附阿部宛島津斉彬書翰に「然ば一昨夜は御封書にて風説書拜見被仰付難有奉存候、猶又念入候様国元へも申越候」とあり（『島津斉彬文書』下巻一、三八九頁）、薩藩へは十一月二十六日達せられている。しかし斉彬はこれよりさき十月二十二日私的に阿部から米鑑来航情報を聞いている（後述）。

(4) 原文はつぎのごとくである。「此事に関して余が聞得たる所にては当時の長崎奉行川村対馬守は純然たる俗吏にて外国の事情などは素より知らず、其上に浮としたる旨を上申して事相違あつては一身の不首尾なりと恐れられたれば右の甲比丹の風説忠告に意見書を加へ、斯様には申せども外国人の言ふ事なれば決して引当には相成がたし、宜く御取捨あつて然るべしと信疑相半するの意を示したり、阿部伊勢守等は外国人に直接せる長崎奉行でさへ此通りに申す上は何様其如くなるべし、且つ先年ボーリング渡来の風説と云ひ次に荷蘭国王の忠告さへも其事実を見ざる程なれば今度の忠告も例の虚囑か左も無くば風聞に過ぎざるべし、然るを幕府諸役人の評議に掛けて騒立て来年に至りて其実なき時は閣老軽忽の譏を免かれざるに付き寧ろ之を幕閣の匣中に秘し置て諸役人に示さざるを得策とす、若し忠告の如くに渡来するも其場所は長崎なるべし、長崎ならば前々の通り拒絶することを得べしと考へて其儘にしたるものなるべし。しかしながら当時の長崎奉行を川村対馬守（修就）

としたのは誤りで正しくは牧志摩守義制であり（川村は安政二年五月朔日より同四年一月二二日まで在任）、また「ボーリング渡来の風説云々」とあるはるか後の安政三年のことである。幕府部内者のひとりであった福地の記述の大要は信ずべきも、そのすべてが厳正な事実裏づけられたものでないことに注意すべきである。

(5) ただしこの意見書にはアメリカ合衆国の諸州中イギリスの勢力もとても強く、このたびの使節派遣もイギリスの仕業と考えられるふしもあり、「左候は、最不容易事柄に候間」取扱いに十分注意すべしといった指摘もある（『開国起源』上、四八―九頁）。

(6) 嘉永五年斉昭の発信は閏二月二日、三月十二日、三月十八日、十一月二十三日、十二月十五日の計五回、阿部の発信は三月十三日、十二月五日の二回のみである。なおこのあとはずぐ翌年六月五日附ペリー来航を報ずる阿部の書翰につながる（『茨城県史料』幕末編1、二四七―二五一頁）。

(7) 島津斉彬の政治論については毛利敏彦『明治維新政治史序説』が白眉である。筆者も小著『改訂増補幕末政治思想史研究』第一章第四節において若干ふれた。

(8) 斉彬が米艦問題について阿部から「色々之事大体聞」いたのは十月二十二日であり「彼方より申聞候」ことであった。斉彬は長い世子時代中央政界の動向を知る機会に恵まれ、弘化三年琉球開港問題を通して阿部との接触深く、したがって米艦来航情報についても早く聞き得る立場にあった。このとき阿部は「餘程心配之様子」であったという（十一月二日附島津久宝宛書翰『島津斉彬文書』下巻一、三八五頁）。

(9) この点阿部が御三家・親藩たる斉昭・慶永より外様最強の雄藩主たる斉彬を、その識見の故にであるうか、より信頼していることに通じ興味ふかい。

(10) 横井小楠は変動きわまりない外国事情を長崎奉行がことさら秘密にしているのを批判、「氣之毒千万」とするとともに、聖賢の道の振起をもつて対すべきを論じた（嘉永六年五月三日附岡田準介宛書翰『横井小楠』遺稿篇一九一―二頁）。

(11) 原文はつぎのごとくである。「この一年の間に、もし戦備を変えようというなら、それはとうてい間に合うことではなかったが、このために警省、考察するところがあって、世界の自然のなりゆきには勝てないことを知り、通信通商を許そうというのであれば、わが国の当面する情勢を考えながら、適宜の処置を講ずるには十分間に合うだろう。まことに、その通りならば、かのペリーが来ても、すでにわが方には成算がある。見事にこれと応接して、時局を解決することは、実に容易であったであろう。（中略）ところが、こうした行動にできません、オランダから予告があっても、疑猜と怯懦のために、

ペリー来航予告をめぐる若干の考察

ペリー来航予告をめぐる若干の考察

あたらずに光陰をいたずらに過ごし、浦賀海口に星条旗をかかげた海域の如き軍艦の出現をみて、はじめて駭いたのは、どうしたことか。〔幕末外交談〕1、東洋文庫69、九一〇頁。しかしこれは田辺が元老院議員をしりぞいた明治二十三年以後書きはじめたものであることを考慮する必要がある（同書二五九頁）。

(12) 小論「ハリス来日をめぐる疑問の二、三」〔歴史学・地理学年報〕七、参照。

(13) ただし阿部の就任は十一日、忠邦の免職は十三日であり、二日間在任が重なっている。

(14) しかし福地桜痴は阿部の性格をもってしては御三家当主を処罰するとき果断をなしえずとして疑問をよせ、むしろ寺院破却を因とする水戸藩内守旧派・僧侶たちが大興を動かし、直接將軍家慶に決裁させたもの、としている〔幕末政治家〕一〇一頁。

(15) 石井孝氏は阿部が有能な吏僚層を発掘起用したこととあわせ、「時勢に対応して幕藩体制に変革を加え」「新しい絶対主義的官僚機構の創設を意図したもの」〔学説批判明治維新論〕一四〇頁とみる。

(16) 関係ある原文はつぎのごとくである。「彼等も素人倫五常之名義を相弁居可申候間、無名無謀之乱妨狼藉は勿論法外之義申出間敷」「一旦打払無之旨被仰出候上之義ニ付、今更相改古復之被仰出も相成間敷、且御国体におゑて恥ケ敷御事ニ而如何ニも臆し候姿ニ相至り（中略）飽迄人倫五常之大道ヲ以帰伏為致国用之不費様御取扱外無之」「人倫五常之大道を以柔順温和ニ取扱候方ニ奉存候」（以上、弘化三年七月西城留守居筒井政憲上書老中宛『大日本維新史料稿本』十四）。しかるに「六月海防守備御觸直し等之義取調申上候書付」で筒井は打払令が諸大名も他念なく事に対処できるのでむしろ「御尤至極之義」であったのに反し、寛猛二途のはからいを必要とする薪水給与令は「却而致しにくき事有之」、今後外国船来航はさらにふえる可能性あり、諸大名の負担も増すと思われるので「何様文政之御觸え御復し之方可然義」とした。しかしにわかの方針変更しては油断し接近した外国船にわが国が信義をやぶるととられる面もあり、また海岸測量等なことよせ防備態勢をさぐられる危険性もあるので、打払令に戻すという趣旨をよくよく諸外国へ周知徹底させた上、来年よりこれを実施するを可とする意見をのべている（『開国起原』中二〇八七―二〇九〇頁）。前引史料の文意とかなり違い、困惑せざるを得ない。ただ『開国起原』所収史料はいかにも円熟・達意の文章であり、打払令復旧を是としながらも直接的な云い方でなく、そのマイナス面も十分考慮した文脈となっていることに気づくであろう。

(17) 『開国起原』はこの両者の意見交換を嘉永二年五月のこととした（中、二〇九七―二〇九九頁）。しかし『大日本維新史料稿本』は「通航一覽二年トスルハ誤也」と朱書して嘉永元年を正しいとしている（五十九の一）。ここでは『大日本維新史料

稿本』および『維新史料綱要』の記述(一、一四四頁)に従うこととするが、松前・対馬その他に外国船来航事件頻発したのは嘉永二年一〜四月のことであり若干の疑問がある。しかも阿部の諮問中「当春(傍点筆者)以来松前津輕其外対馬庄内等追々渡来之届(中略)其最寄之領主地頭之混雜入費相等募り云々」とみえ、嘉永元年とするか二年とみるかについて詳考が必要とされねばならない。

(18) 関係原文はつぎのごとくである。「是迄之姿ニ而一年之延ハ一年丈之損害ニ相成候事故、復古之儀者可成文早き方可然(中略)名とすべき品更に無之ハ又格別ニ候得共、随分是迄之事跡数ヶ条も可有之、殊ニあながち御信義御仁恤之御趣意共不相立と申儀にも無之候得共、旁以別紙書取之趣復古相成候方可然哉」(『大日本維新史料稿本』六十)。

(19) 安政四年閏五月二十四日重病の阿部を診察した福井藩蘭方医半井仲庵によると「彼御方にてハ漢方の医流をのミ好み給ひて蘭家の説ハ用ひ給はぬ御事」であり、「蘭家より見ればあらぬ筋もて扱ひ奉る」と思う旨を申したところ阿部の近臣藤田与一兵衛は「御病の深きにハ痛く驚きたる状なから蘭の治療ハ用ゆへくもあらぬ面持」であった。深く憂えた慶永は与一兵衛を召し寄せて「蘭家の御業勧め参らすへきよしなとをも仰付られ」とともに、老中久世広周はじめ親しい人びとに頼んで蘭法を用いることをすすめたが、「とやかく云ひのがれ給ひて遂にうけひき給は」ぬままに終ったという(『昨夢紀事』二、一七八〜九頁)。開明的傾向をもつとみられた阿部に蘭法医療をさえ受けつけぬ古い一面の存在した一証である。もっとも『昨夢紀事』は後日聞くところとして、阿部が蘭法を用ゆれば天下一般に蘭法流行の端をひらくこととなり「其弊害あらん事を深く遠く慮」ったためである旨附記している。しかし「余ハよしあしにもよらず天下の為に蘭法の薬ハ服し難し」とした認識自体(同一二九頁)に阿部の開明性の限界が示されているということが出来る。

(20) 福地桜痴は弘化元年オランダ国王開国勧告の処理に際し「伊勢守も是と云ふべき考案なかりしを以て」水野忠邦を老中に再任、これに当らせようとしたが水野再び免職となったため、結局阿部の責任により拒絶の返答をなすに至った、という。しかもこの返答がペリー来航以後において鎖国攘夷の風潮をおおるといふ「前後矛盾の物議を招」く因になったとのべ、阿部の対外識見に疑問を寄せている(『幕末政治家』七頁)。

(21) この点については小論「ハリス来日をめぐる疑問の二、三」(前掲)に詳論するところである。

(22) ビッドルの浦賀到着は弘化三年閏五月二十五日、幕府の拒絶の論書を受け退去したのは六月七日である。

(23) 浦賀渡来については日本政府に申し入れ済みであり、長崎回航要請はもつてのほかとペリー側がつよく抗議したことについて折衝にあたった香山栄左衛門はいきさつを十分知らなかった。そこで六月四日在府浦賀奉行戸田氏栄に対し、昨年世上に

ペリー来航予告をめぐる若干の考察

ペリー来航予告をめぐる若干の考察

米艦来航の風説が流れたころ、「渡来は不致事と迄内々被仰渡候義は天地懸隔之相違、如何之訳ニ有之候哉、弥彼れ申立之通り通達有之候事哉、如何御座候哉」と問いつめた。戸田が浦賀来航のこと知っていたと弁解したのを聞き、香山は「兼て其段伊豆守へ仰渡有之候得は、初発より如斯行違は出来不仕処、御秘密ニ被成置候段、今更何共可申上様無御座、歎息之限りニ御座候旨申立、実ニ浅間敷事共と、於私落涙数刻ニ及び候」旨老中宛上申書にしている（『幕末外国関係文書』一、二二五頁）。当面の事務を担当すべき第一線吏僚さえ「米艦浦賀来航」を事前に知っていなかったのである。

本号掲載の中村質・丸山雍成・安藤保・山口宗之の四氏および藤野保の論文は、いずれも昭和59年度文部省科学研究費総合研究(A)「藩政改革と明治維新」の成果の一部である。

藩政改革と明治維新

代表者 藤野保